

豊中市国民健康保険第 3 期データヘルス計画及び第 4 期特定健康診査等実施計画
中間評価業務委託仕様書

1. 件名

豊中市国民健康保険データヘルス計画の中間評価及び概要版作成支援業務委託

2. 目的

令和 5（2023 年）年 3 月、豊中市国民健康保険における被保険者の健康保持・増進及び医療費の適正化を図るため、特定健康診査・特定保健指導（以下「特定健診等」という。）の結果やレセプトデータ等の健康・医療情報を活用して被保険者の健康状態や疾患構成、医療費の現状を把握し、課題を明確にするとともに、その課題に対して、PDCA サイクルに沿った効果的かつ効率的な保健事業を実施するため、「豊中市国民健康保険第 3 期保健事業実施計画（データヘルス計画）及び第 4 期特定健康診査等実施計画」（以下「データヘルス計画等」という。）を策定した。

本業務では、本市が、データヘルス計画等に基づく各事業の実施状況を振り返り、中間評価を行うとともに、令和 9 年度（2027 年度）以降に実施する効果的かつ効率的な保健事業を検討することを支援するものとする。

3. 委託期間

契約締結日から令和 9 年（2027 年）3 月 31 日まで

4. 提供するデータ等

豊中市は受託者へ別紙 1「インターフェース仕様書」に定めるデータ等を提供するものとする。

- (1) レセプトデータ・・・直近 3 か年度分
- (2) 被保険者データ
- (3) 特定健診検査データ・・・直近 3 か年度分
- (4) KDB 帳票データ
- (5) 豊中市国民健康保険第 3 期保健事業実施計画（データヘルス計画）及び第 4 期特定健康診査等実施計画
- (6) 豊中市地域福祉計画による日常生活圏域（7 圏域）住所データ（必要に応じて）
- (7) 法定報告データ（必要に応じて）
- (8) 計画作成に必要と思われるデータで、本市が準備でき、かつ使用を許諾するデータ

5. 委託内容

豊中市が提供するデータ等を用いて、別紙 2「スケジュール」に沿って第 3 期データヘルス計画及び第 4 期特定健診等実施計画中間評価を作成すること。中間評価については、厚生労働省等が示すそれぞれの計画作成の手引きや最新のガイドラインに沿って策定すること。また、図やグラフィックを多用し、市民が理解しやすい案を作成するよう努めること。

(1) 現状分析

厚生労働省等が示すそれぞれの中間評価作成の手引きや最新のガイドラインに沿って、前期計画の評価とともに、健康・医療情報等を活用して、被保険者の健康状態、疾患構成等进行分析し、グラフ等の貼付を行うこと。またこれらに基づき保険者が抱える健康課題を抽出して記載

すること。尚、以下の項目については必須とする。

① 高額なレセプトの疾病傾向分析

医療費が高額化している疾病のうち、予防可能な疾病を特定するため、高額なレセプトに着目し、要因となる主要疾病を分析すること。

② ジェネリック医薬品使用率

分析対象期間ごとの普及率を金額ベース及び数量ベースで算出すること。また、分析対象期間の処方状況から、ジェネリック医薬品へ切り替え可能な金額・数量・患者数を算出すること。

③ 人工透析患者及び糖尿病患者に関する分析

人工透析患者については、腎症の悪化等重症化を阻止・遅延させることを目的とし、保健指導をすることにより効果が期待できる対象を抽出すること。

④ 多剤・重複服薬や頻回・重複受診患者に関する分析

多剤・重複服薬や、頻回・重複受診の患者数を分析すること。また、その要因となる疾病や薬剤を分析すること。

⑤ 特定健診データ及びレセプトによる受診勧奨対象者における分析

特定健診データとレセプトデータを組み合わせ、特定健診データの有無や異常値の有無、医療機関受診の有無、生活習慣病に係るレセプト(投薬・生活習慣管理料)の有無を判定し、被保険者の傾向を判定すること。これらの判定結果をもとに被保険者の状況別の傾向を分析し、可視化を行うこと。

⑥ 住所データにおける分析

豊中市地域福祉計画による日常生活圏域(7圏域)など、住所データに基づき特定健診データやレセプトデータを分析し、地域の持つ健康・医療上の課題や傾向を分析すること。

⑦ その他保健事業の実施状況の分析

(2) 分析結果の報告

受託者は上記(1)及び(2)について、市からのデータ提供後、報告書にまとめ、提出する。

なお、随時豊中市と協議を行い、市の修正依頼に基づき、すべての修正を反映した上で納品すること。

(3) 会議等運営支援

計画策定に必要な会議(審議会である市民健診・特定健診特定保健指導委員会及び国民健康保険運営協議会)にて当該計画を説明する資料の作成すること(校正回数3回程度を目安とする)。

(4) スケジュール管理及び報告業務

別紙2. スケジュールを参考に本業務を遂行するために最良と考えるスケジュール案を提出すること。なお、審議会である市民健診・特定健診特定保健指導委員会及び国民健康保険運営協議会は11月に草案を諮問し、1月末に原案を諮問する予定としている。

また、委託業務の進捗状況について、委託者へ月1回以上報告を行うこと。また、必要に応じ、進捗状況を適宜委託者へ報告すること。

6. 納品物

成果物名称	媒体
業務計画書・スケジュール	データ
現状分析及び課題抽出報告書	データ
各種分析の過程で得られた統計資料、グラフ、図表等	データ
第3期データヘルス計画書及び第4期特定健診等実施計画中間評価素案	データ
審査会説明資料	データ
第3期データヘルス計画書及び第4期特定健診等実施計画中間評価完成版	データ、 製本 50 部
第3期データヘルス計画書及び第4期特定健診等実施計画中間評価概要版素案	データ
第3期データヘルス計画書及び第4期特定健診等実施計画中間評価概要版完成版	データ、 印刷 50 部

7. データ授受及び運搬

データ授受の方法については、市と協議の上決定する（セキュリティ便や豊中市の認めるセキュリティシステム等）なお、受注者は、この契約完了後速やかに、当該情報等の廃棄等が完了した旨の報告書を発注者に提出しなければならない。

8. 個人情報保護

受託者はプライバシーマーク又は ISO27001/ISMS を保有し、本業務の実施にあたり入手した個人情報及びデータの管理にあたっては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、豊中市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年条例第44号）その他法令等に定めるものの趣旨を踏まえ、適切な管理を行うこと。

9. 情報セキュリティ対策

受託者は、この契約の履行により知り得た委託業務の内容を一切第三者に漏らしてはならない。

10. 再委託の禁止

本業務の全部または一部を第三者に委託し、又は請負わせることはできない。ただし、一部でかつ、主要な部分を除き、あらかじめ市に対し書面による承諾を得た場合はこの限りではない。

11. その他の留意事項

- （1）受注者は、業務の進捗状況及び内容を定期的に報告し、発注者と綿密な連絡調整を図り業務を遂行すること。
 - （2）本事業により作成される成果物及び関連資料に関する知的財産権は、データを含めすべて発注者である豊中市に帰属するものとし、発注者の承認を得ずに使用又は貸与しないこと。
 - （3）厚生労働省や大阪府、国民健康保険団体連合会が計画の指標等を示した場合、これに伴う追加分析や修正等、柔軟に対応すること。
 - （4）この仕様書に定めのない事項等については、受注者は発注者と協議の上実施すること。
- （別紙1）

インターフェース仕様書

- (1) 医科及び、調剤のレセ電コード情報ファイル（CSVデータ）提供時期：令和8年6月
厚生労働省の「オンライン又は光ディスク等による請求に係る記録条件仕様」に規定するフォーマット仕様に則ったものとし、以下の3種類のファイルとする（歯科は対象外とする）。

- ① 医科・・・「21_RECODEINFO_MED.CSV」
- ② DPC・・・「22_RECODEINFO_DPC.CSV」
- ③ 調剤・・・「24_RECODEINFO_PHA.CSV」

医科レセプトについては、入外・入院とする。

- (2) 被保険者データ（CSVデータ）

国保総合システム 被保険者異動報告データ

- ① KD_IF020.csv 被保険者異動データ・世帯情報
- ② KD_IF021.csv 被保険者異動データ・個人情報
- ③ KD_IF015.csv 特定健診等被保険者データ

- (3) 特定健診検査データ

- ① FKAC131 特定健診受診者CSVファイル
- ② FKAC163 特定健診結果等情報作成抽出（健診結果情報）ファイル
- ③ FKAC164 特定健診結果等情報作成抽出（その他の結果情報）ファイル
- ④ FKAC165 保健指導結果
- ⑤ FKAC167 特定健診結果等情報作成抽出（健診結果情報（横展開））ファイル
- ⑥ FKAC171 特定健診結果等情報作成抽出（全健診結果情報）ファイル

※その他に必要な応じて過去分の受診率等集計データ

- (4) KDB帳票データ

- ① P21_001 地域の全体像の把握
- ② P21_003 健診・医療・介護データからみる地域の健康課題
- ③ P21_006 人口及び被保険者の状況
- ④ P21_008 健診の状況
- ⑤ P24_003 要介護（支援）者突合状況

- (5) 豊中市国民健康保険第3期保健事業実施計画（データヘルス計画）及び第4期特定健康診査等実施計画

- (6) 豊中市日常生活圏域（7圏域）住所データ（必要に応じて）

- (7) 法定報告データ（必要に応じて）

- (8) その他

計画作成に必要なと思われるデータで、本市が準備でき、かつ使用を許諾するデータ